秋田県文化財調査報告書　第123集

カウヤ遺跡

発掘調査報告書

1985.3

秋田県教育委員会

秋田県埋蔵文化財センター

カウヤ遺跡

発掘調査報告書

1985.3

秋田県教育委員会

序

象潟町は、国指定天然記念物象潟、鳥海国定公園などの景勝地として知られ、また先人の残した数多くの文化財があります。

このほど、建設省東北建設局により、象潟町小砂川地内の国道７号線のバイパス工事が計画されました。計画路線内の埋蔵文化財について分布調査を実施したところ、カウヤ遺跡の存在が判明し、工事に先立って発掘調査を実施しました。その結果、平安時代の焼土遺構や須恵器、土師器等が出土しました。

本書は、この調査結果をまとめたものでありますが、町民はもとより県民各位の文化財保護に対する御理解と歴史研究の上で、いささかでも役立てていただければ幸いです。

最後に、この調査に御協力いただきました建設省秋田工事事務所、象潟町教育委員会、小砂川地区自治会をはじめ関係各位に厚く御礼を申し上げます。

昭和６０年３月３１日

秋田県教育委員会

教育長　斎藤　　長

例　　言

1　本書は秋田県教育委員会が昭和59年８月１日から同年９月８日にわたって実施した、秋田県由利郡象潟町小砂川カウヤ遺跡の発掘調査報告書である。

2　本書の作成にあたり、青森県埋蔵文化財調査センター主任主査北林八洲晴氏、秋田県立博物館主任学芸主事磯村朝次郎氏から、製塩土器に関して御教示を得た。記して感謝の意を表したい。

3　本書の執筆・編集は柴田陽一郎が行った。

4　土色の表記は農林水産省農林水産技術会議事務局鑑修、財団法人日本色彩研究所色標鑑修『新版　標準土色帳』に拠った。

5　本報告書に使用した地図は建設省国土地理院発行５万分の１、建設省東北地方建設局秋田工事事務所発行千分の１の地図である。

目　　次

第２節　調査の組織と構成……1
第２章　遺跡の立地と環境……3
第１節　立地と環境……3
第２節　歴史的環境……3
第３章　発掘調査の概要……5
第１節　遺跡の概観……5
第２節　調査の方法……6
第３節　調査の経過……6
第４章　調査の記録……7
第１節　検出遺構と遺物……7
第２節　遺構外の遺物……11
第５章　まとめ……11

挿　図　目　次

第１図　遺跡位置図
第２図　グリッド配置図・現況図……2
第３図　土層柱状図……5
第４図　ＳＮ01焼土遺構……7
第５図　ＳＮ01焼土遺構……7
第６図　ＳＮ01焼土遺構出土土器(土師器)…8
第７図　出土土器(須恵器)……8
第８図　出土土器(須恵器)……10
第９図　ＳＫ01土壙……10
第10図　ＳＫ01土壙……11
第11図　出土古銭……11
第12図　遺構外出土遺物……11

図　版　目　次

図版１　上 遺跡遠景　下 調査前のようす…4
図版２　ＳＮ01焼土遺構出土土器(土師器) 9

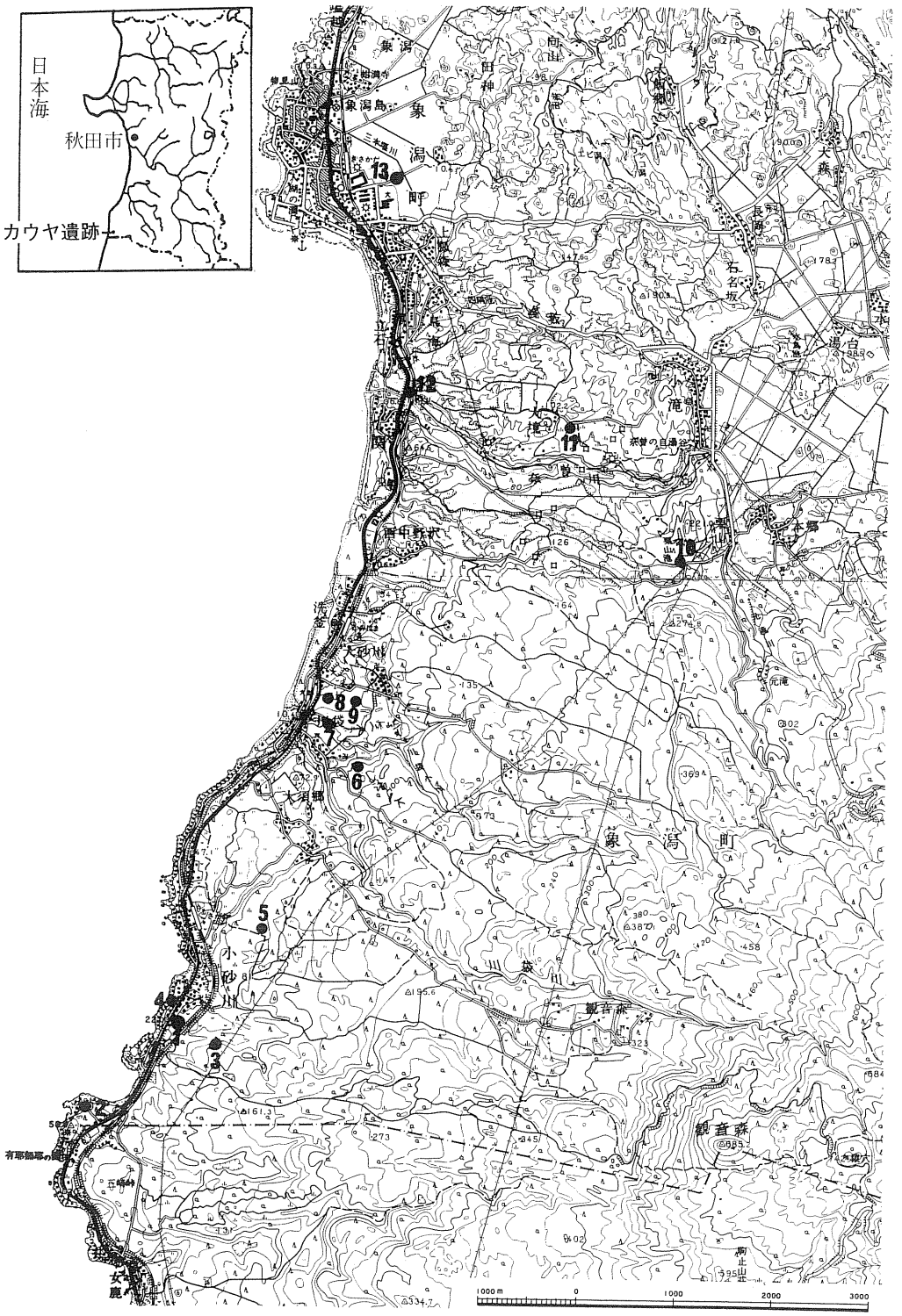

1　カウヤ　2　小砂川三崎　3　小砂川水上　4　小砂川中磯　5　小砂川下向坂　6　川袋滝ノ下
7　川袋川崎　8　菅先　9　ヲフキ　10　栗山池　11　ヨシハ沢　12　下居権現森　13　九十九島

第1図　遺跡位置図

第１章　はじめに

第１節　発掘調査に至るまで

カウヤ遺跡の発掘調査は、建設省東北地方建設局の国道７号線小砂川バイパス建設事業に係る緊急発掘調査である。本事業は小砂川地内の交通渋帯緩和のため、三崎峠の南端から小砂川に入り、集落東側の山裾を通り大須郷に至る間、約４kmをバイパスで結ぶものである。

今回、発掘の対象となったカウヤ遺跡は、昭和57年に秋田県教育委員会が分布調査を実施し、古代の集落跡であると確認した遺跡で、これを縦断するバイパスの工事が昭和60年度から行われることになったため、工法等で対応不可能な路線内の削土によって破壊される部分について記録保存を目的に発掘調査を実施したものである。今回の調査は２年計画の初年度にあたる。

第２節　調査の組織と構成

遺跡所在地　由利郡象潟町小砂川字アマクラ53番地他

調査期間　昭和59年８月１日～同年９月８日

調査対象面積　3,000㎡

調査面積　1,884㎡

調査主体者　秋田県教育委員会

調査担当者　柴田陽一郎、橋本高史（いずれも秋田県埋蔵文化財センター　文化財主事）

調査事務担当者　加藤進（秋田県埋蔵文化財センター　主査）、佐藤健（同　主事）

調査作業員　加藤兵四郎　加藤富夫　土門惣一郎　加藤幸男　伊藤得郎　加藤義助　藤井広松　土門富一　伊藤弥三治郎　須田正勝　堀口秀幸　須藤文男　菅原晃　池田武治　阿部久一　佐藤大　須田豊一　斉藤俊雄　須田一樹　野口勝雄　今野仙一　斉藤幹夫　須田建　本多康彦　佐藤よし江　伊藤ミユミ　加藤ヒデコ　加藤明子　伊藤相子　伊藤舜子　佐々木ツギ子　須田トム　布川ノイ　土門トヨミ（登録順）

事務補助員　近藤節子

調査協力　建設省東北地方建設局秋田工事事務所、同　本荘国道維持出張所、象潟町教育委員会、小砂川地区自治会

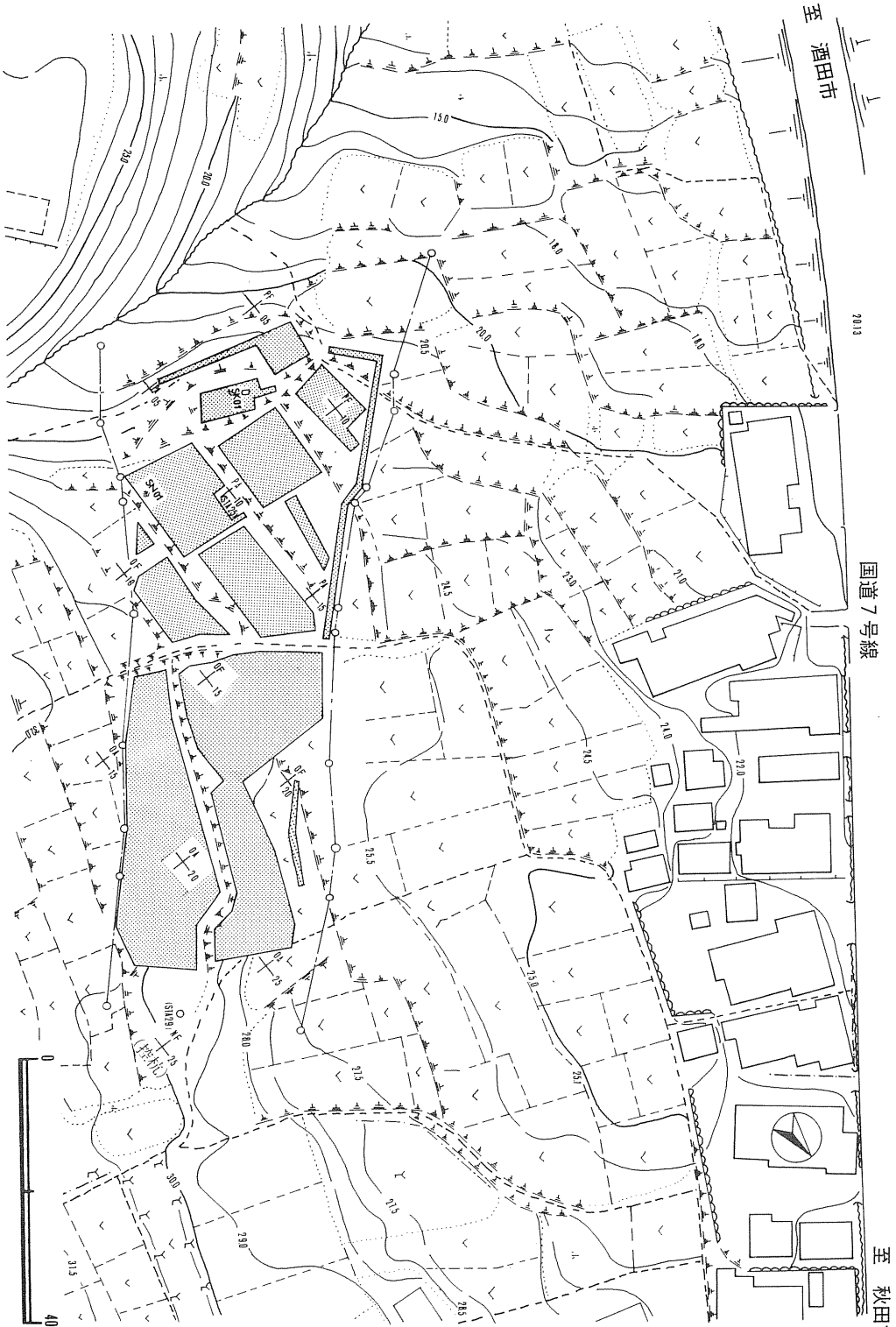

第２図　グリッド配置図・現況図　（スクリーン部分は調査区）

第２章　遺跡の立地と環境

第１節　立地と環境

カウヤ遺跡は東経 139° 53′ 10″、北緯39° 07′ 30″、国鉄羽越本線小砂川駅から南南西に約１kmの地点にあって、山形県境までは約１kmの距離である（第１図）。標高22～30m の台地上に位置するが、この台地は鳥海山から噴出した火砕泥流堆積物によって形成されており、遺跡付近は全体が西側に緩傾斜しており、200 m ほどで日本海の汀線に至る。海岸線は、火砕泥流によってできた崖が海水の浸食を受け奇岩となり、まれに見る景勝地となっている。

遺跡は南北に細長く、その規模は南北約 350 m、東西約100m にわたる範囲と推定される。本調査区は、遺跡の南西端にあたり、南は比高差10m ほどの急斜面となり、東から西にかけて緩やかな斜面となる（第２図）。来年度以降の調査予定地の北側は西に緩く傾斜しているものの、平坦に近い。

遺跡地の現況は全部砂地の畑地である。砂は深い所で２m ほどもあるが、これは海砂が風に乗って飛砂となり堆積したものであろう。

第２節　歴史的環境

象潟町は海岸沿いで、川があり、山が近くにせまり、自然に恵まれているため、遺跡が比較的多く、昔から遺物が発見されている。

旧石器時代の遺跡は確認されていないが、縄文時代になるとその数は増加する。本遺跡周辺の遺跡を見てみると、古い時期の遺跡は未発見であるが、中期では川袋滝ノ下遺跡（第１図６－晩期との複合）、川袋川崎遺跡（７－晩期との複合）、菅先遺跡（８－後期との複合）、後期ではヲフキ遺跡（９）、萩坂遺跡がある。晩期では、栗山池遺跡（10）、ヨシハ沢遺跡(11)がある。他には小砂川三崎（２）、小砂川水上（３）、小砂川中磯（４）、小砂川下向坂（５）、下居権現森（12）の各遺跡があり、大砂川や川袋、小砂川の海岸線もしくは河川の近くに多くの遺跡が所在している。

弥生時代になると遺跡数は減少し、わずか九十九島遺跡（13）だけとなる。

奈良・平安時代の遺跡としては金環、管玉が出土した管ケ崎古墳があるが、その所在地については大砂川であろうと推定されているが、墳丘が残っておらず詳しい事は不明である。

図版１　上　遺跡遠景　（南から）
　　下　調査前のようす　（北東から）

第３章　発掘調査の概要

第１節　遺跡の概観

本遺跡は標高22～30m の台地上に位置し、南は比高差10m ほどの急斜面で下は小沢となり、北は端部で緩斜面となる。遺跡全体が東から西に傾斜しているが、中央では平坦に近い緩やかな斜面となっている。西は国道７号線、東は羽越本線が通り、遺跡はその間にあり、南西から北東に細長く伸びている。

今回の調査区は砂地で現在は段々畑として利用されているが、地形は前述のように東から西に比較的急な斜面となっている。そのため、畑として使用する際に、部分的に砂を削平して平坦部を確保したためか、土層断面の観察によればかなりの厚さで攪乱層が認められる場合が少なくなかった。

遺跡の基本層位（第３図参照）は以下の通りである。

第Ⅰ層　オリーブ褐色砂層で層厚28～38cm。－表土－

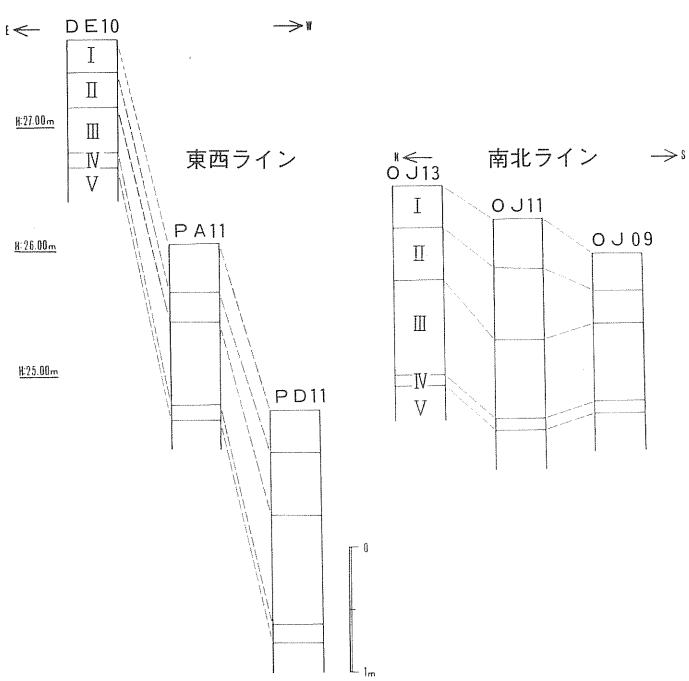

第３図　土層柱状図

第Ⅱ層　暗褐色砂層で層厚24～57cmで現代のガラス、陶磁器等混入。第Ⅰ層・第Ⅱ層より砂の粒子が細かい。

第Ⅲ層　暗褐色砂層で層厚36～77cm。－古代の遺物包含層－

第Ⅳ層　にぶい黄褐色で層厚９～14cm。－第Ⅴ層の漸移層－

第Ⅴ層　にぶい黄褐色火山灰土で巨礫を多く含む。－地山－

第２節　調査の方法

グリッドの設定は、来年度以降に調査される予定である残りの路線内部分をカバーできるようにした。つまりＰＡ10を原点として、これから磁北に合せた南北基線（Ｙ軸）と、これに直交する東西基線（Ｘ軸）を求め、南北方向には４ｍ毎に二桁の算用数字、東西方向には４ｍ毎にアルファベット２文字を付し、その組み合せでグリッドを呼称した。ＰＡ10から南にＰＡ10 09・ＰＡ08…、北にＰＡ11・ＰＡ12…、東にＯＪ10・ＯＩ10…、西にＰＢ10・ＰＣ10となり、アルファベッド２文字は40m毎に変わる。グリッドの呼称はそのグリッドの南東隅の座標名で呼ぶこととした。

第３節　調査の経過

調査期間は昭和59年８月１日から同年９月８日まで、約１ケ月余りである。なお、調査に先立ち業者委託によるグリッド杭打設を行った。

８月１日、小砂川公民館にて、作業員説明会開催。２日、プレハブ３棟建つ。埋蔵文化財センターより機材到着。３日、調査地の下刈り開始。併せて南東端よりトレンチ調査開始。６日、ＯＨ08グリッドより焼土遺構検出。８日、ＰＣ07グリッドより土壙検出。11日、焼土遺構、土壙の図面作成、写真撮影行なう。20日、調査区の半分（南側）をほぼ終了し、写真撮影の後、土捨て場とする。29日、北東部の平坦部（ＯＡ18～21グリッド付近）の表土除去開始。遺構・遺物なし。９月６日で撤去準備開始。８日、すべての調査を終了。

第4章　調査の記録

第1節　検出遺構と遺物

1　焼土遺構

ＳＮ01焼土遺構（第４・５図）

〈検出面〉　第Ⅲ層の中ほどである。

〈平面形〉　楕円形である。

〈規　模〉　長軸0.50m ×短軸0.36m で焼土の厚さ0.04～0.08m である。

〈出土遺物〉　（第６図１・２、第７図１）

平安時代の土師器、須恵器が周囲からわずかに出土した。出土地点が焼土遺構と同じ面である事から、焼土遺構に伴なう遺物であると判断した。

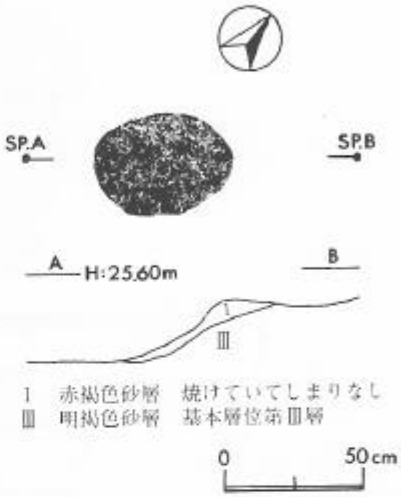

第４図　ＳＮ０１　焼土遺構

第６図２は鉢形の製塩土器[注1]で図版２の１・３を図上復原したものである。器高は21cm、口径29cm、底径16.5cmを計る。厚さは底部で1.8cm、胴部中央では1.2cm、口唇部では0.8cmと底部から上へ行くにつれて薄くなる。口唇部はヘラ状工具で平滑に仕上げられている。胎土は粗砂粒を含み、色調は外面がにぶい橙色かにぶい黄橙色、内面はにぶい褐色かにぶい黄橙色を呈し、外面の胴部下端はかなり火熱を受けたようで赤味が強く部分的に剥離している。調整は胴部外面には下端部に横ナデやナデが、内面には刷毛目が施される。外面には幅2.0～2.5cmほどの巻上げ痕が明瞭に残る。底部は平滑で、部分的に板目

第５図　ＳＮ０１　焼土遺構　（西から）

状と思われる圧痕が認められる。第６図１も同じ土器の破片であろう。須恵器は甕の破片が１点（第７図１）のみ出土した。外面は板目状のタタキ、内面は青海波文である。

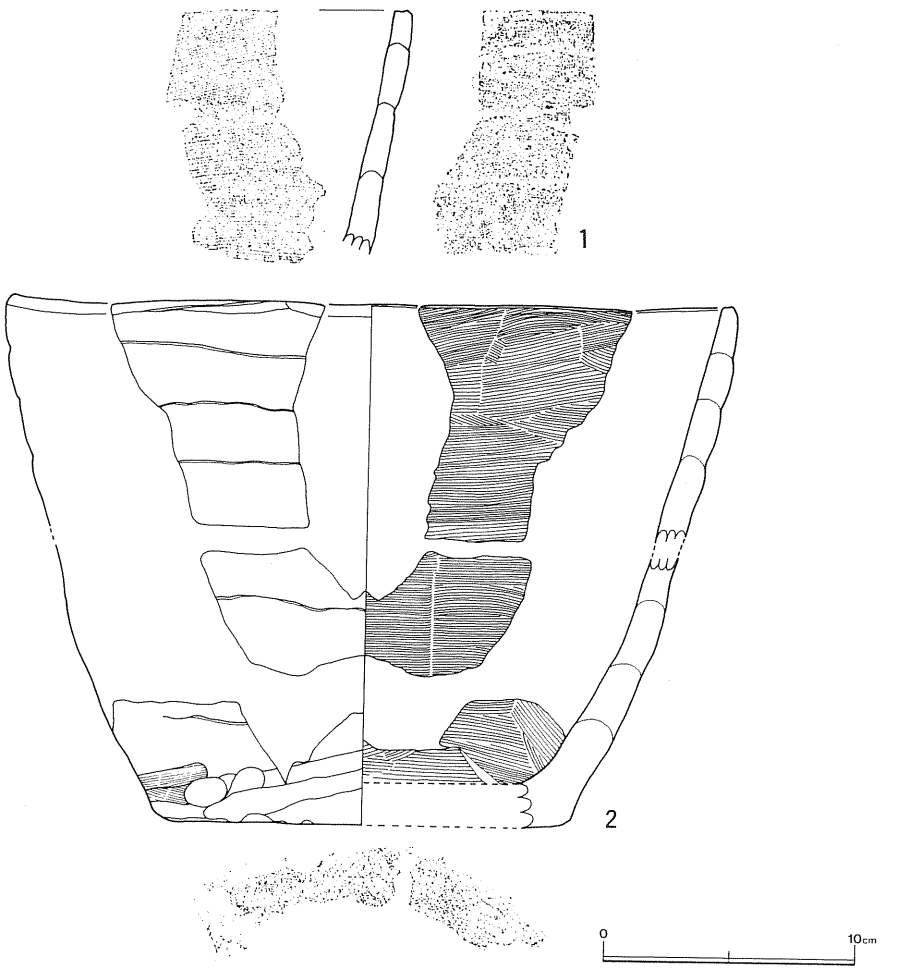

第６図　ＳＮ０１　焼土遺構出土土器（土師器）

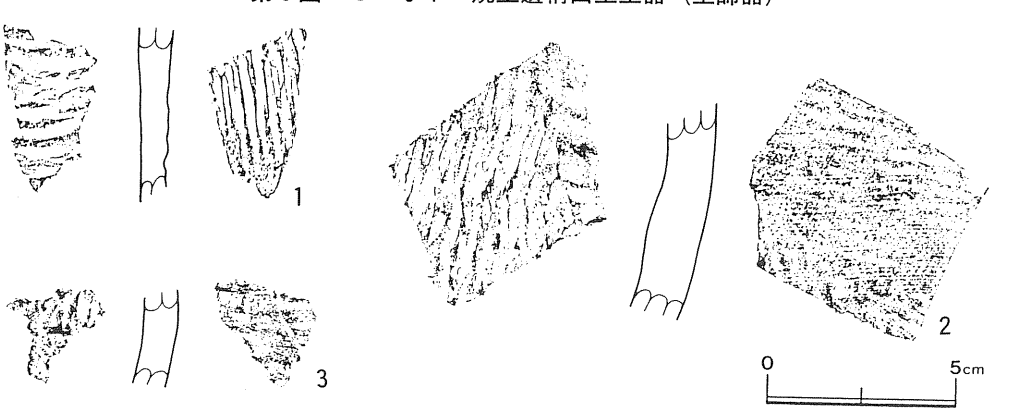

第７図　出土土器（須恵器）

1

2

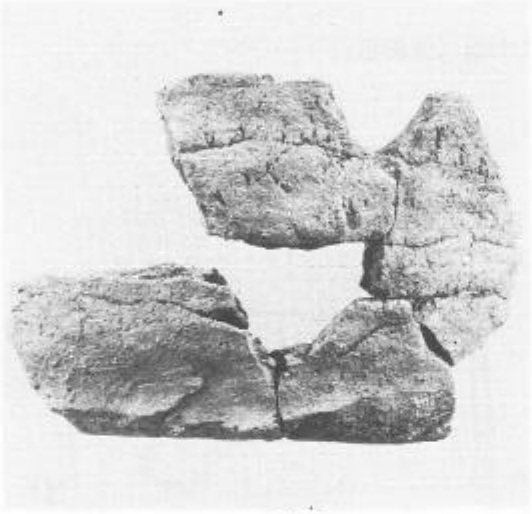

外面

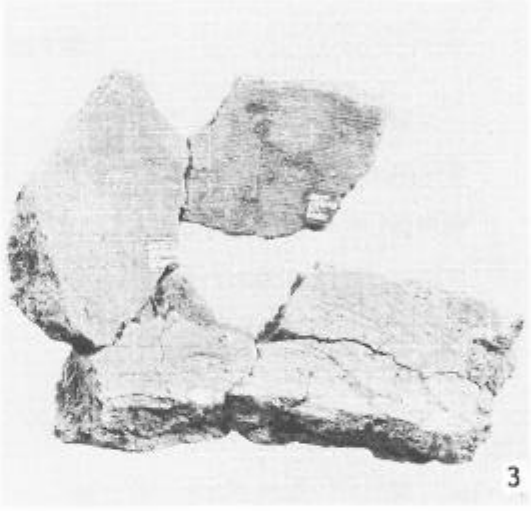

3

内面

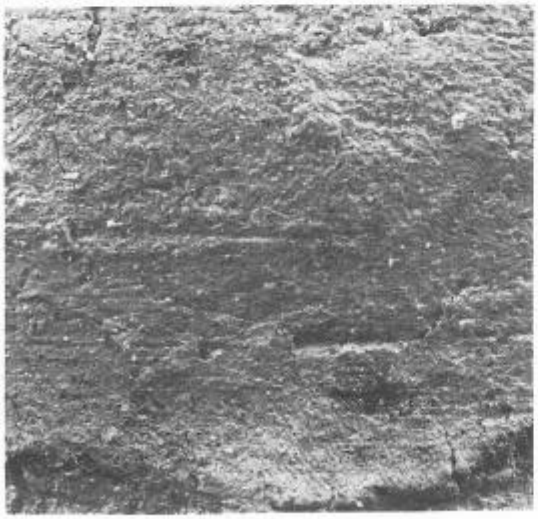

土器外面の調整―胴部下端―
横ナデ→ナデ

土器内面の調整―胴部―
刷毛目

図版２　ＳＮ０１　焼土遺構出土土器（土師器）

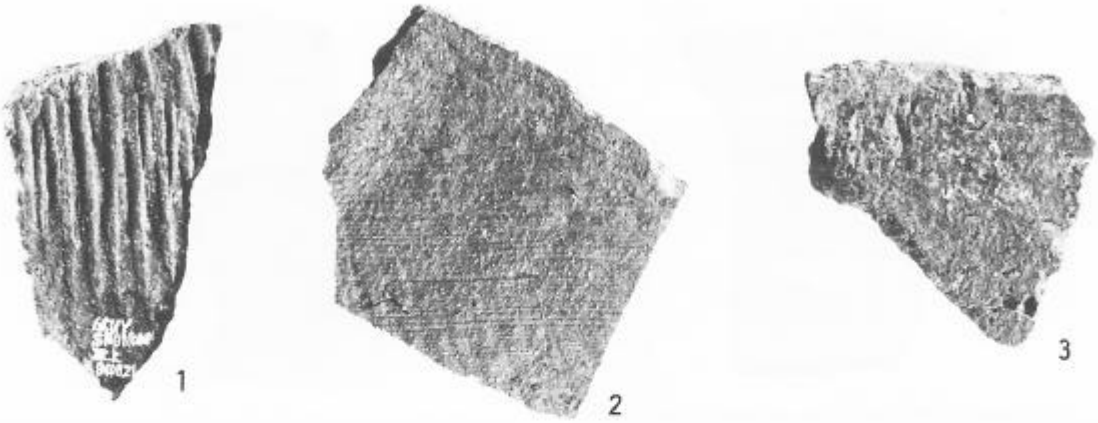

第８図　出土土器（須恵器）

２　土壙

ＳＫ01土壙（第９・10図）

〈検出面〉　地山上面である。

〈平面形〉　長方形である。

〈規　模〉　長辺1.5m×短辺1.2mで、深さ0.10−0.21mである。

〈床　面〉　平坦である。床に接して長さ0.22m、0.40mの河原石が２個出土した。

〈出土遺物〉　出土しなかった。したがって、時期は不明である。

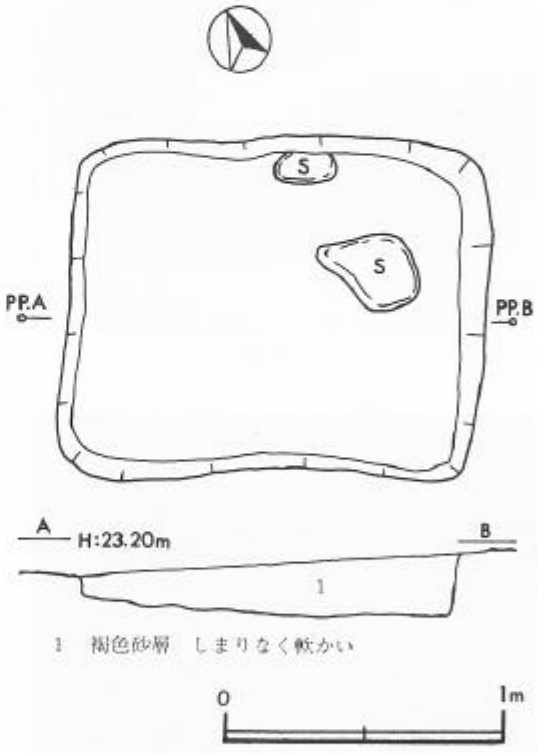

第９図　ＳＫ０１　土壙

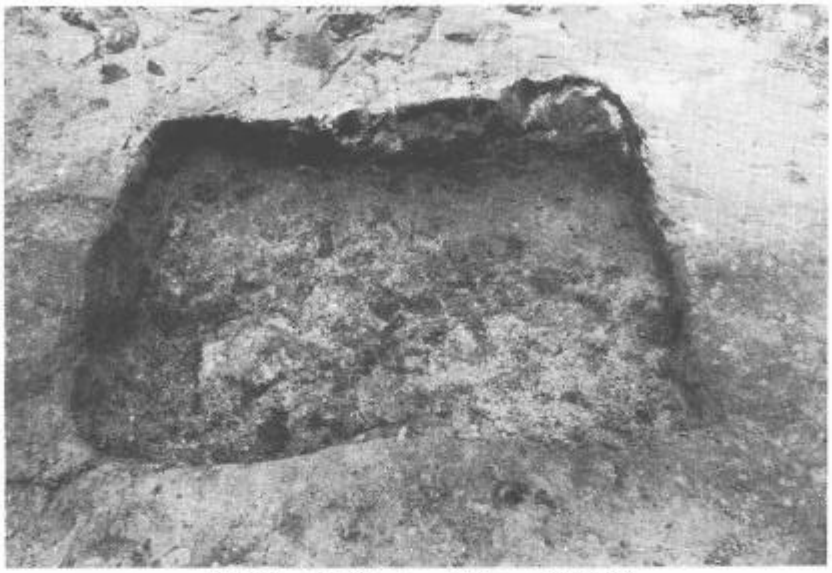

第10図　ＳＫ０１　土壙　（西から）

第２節　遺構外の遺物

1　平安時代の遺物（第７図２・３、第８図２・３）

須恵器の破片が２点出土した。２は外面にカキ目、内面にタタキ目を有する。３は内外面にタタキ目を有する。

2　江戸時代の遺物（第11図）

寛永通宝が１点出土した。この他に初期伊万里染付かと思われるものが１点出土しているが、細片の為、図示できなかった。

3　その他の遺物（第12図）

１・２は土錘である。１は全長3.7㎝、外径2.3㎝、重さ16.5g で、２は全長4.0㎝外径2.5㎝、重さ21.5g である。３は土製品で外径3.0㎝、重さ10.5g である。

註１　北林八洲晴氏（青森県埋蔵文化財調査センター）の御教示による。北林氏によると、平安時代後半頃と思われる、ということであった。

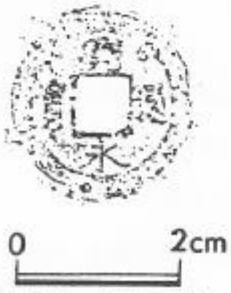

第11図　出土古銭

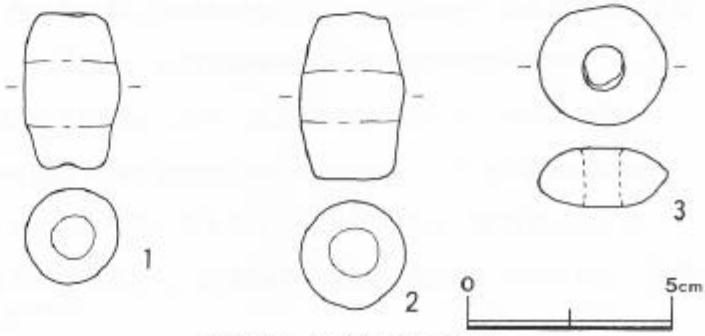

第12図　遺構外出土遺物

第５章　まとめ

今回の調査で検出された遺構は、平安時代の焼土遺構１基、時期不明の土壙１基である。出土した遺物は、平安時代の土師器、須恵器、江戸時代の古銭、陶磁器などで、遺構・遺物とも大変少なかった。

出土した遺物の中で土師器は製塩土器と呼ばれているもので、特徴として①鉢形をしていること、②土師器の外面は粘土紐の継ぎ目を、内面には調整痕を明瞭に残していること、③底面には板目状と思われる圧痕が認められること、④胎土には粗砂粒が混入し、器厚があり、外面は二次火熱を受け赤変している部分があること、などの点をあげることができる。

県内の製塩関係遺跡は、男鹿半島部の５箇所にその擬定地が存在する。(註１) 報告されている土師器はいずれも表採されたもので、完形もしくは完形に近いものは、胴部下端に「Ｖ」字状か「Ｕ」字状の切り込みを有する土師器などである。その他に、いずれも細片で全体の形状の知れるものはないが、製塩土器と思われるものがあり、それらは外面に粘土紐の継ぎ目を有し、胎土に砂礫を含み、二次火熱を受け、剝離痕を有しているものもあり、カウヤ遺跡の土師器と似たような特徴を持っている。

県内で今のところ製塩に関係した遺構はないが、青森県の検出例をみると「自然礫と砂で囲った凹地」が「製塩炉」(註２) で、その中に土製支脚を埋めている場合もあるようである。そして、土製支脚の上に製塩土器を置き、濃縮・煎熬を行なったものと思われる。今回検出した焼土遺構は、中に土製支脚が埋められておらず、自然礫も出土しなかった。また、製塩炉周辺からは土器が多量に出土するのが製塩遺跡の通例であるが、本遺構の周辺にはそのような状況はみられなかった。本遺構が製塩炉としての機能を果していたのかどうかは、前記したように自然礫や土製支脚の有無、土器の出土状況等をふまえ、今後の資料の増加をまって比較検討したい。

註１　磯村朝次郎「秋田県沿岸における土器製塩に関する予察－男鹿半島の擬定製塩遺跡及び遺物－」『男鹿半島研究第２号』男鹿地域研究会　1973年

県北部のサシトリ台、重兵衛台Ⅱ、竹生、此掛沢Ⅱ(以上能代市)、土井（八森町）の各遺跡の発掘調査で出土し、峰浜村沢目地区で土製支脚が表採されている。この他、秋田城跡（第17次・第18次調査・秋田市）や三十刈Ⅱ遺跡（男鹿市）でもその出土例がある。

註２　北林八洲晴　「古代（奈良・平安時代）」『青森県の考古学』　青森大学出版局　1983年